

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う  
ガス料金・電気料金に関する特別措置の適用について**

新型コロナウイルス感染症により感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ガス料金や電気料金の期限までの支払いが困難となるケースが生じることを踏まえ、大東ガス株式会社は、経済産業省の要請により一時的にガス料金・電気料金の支払い猶予等の特別措置の適用を行うことといたしました。

つきましては、下記のとおり特別措置を実施いたしますので、適用対象の方でご希望される場合は、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

**1. 適用対象**

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出のあった場合に適用いたします。

**2. 特別措置の内容**

**<ガス料金>**

2020年3月（ただし、早収料金適用期限が3月25日以降となるもの）、4月および5月検針分の各ガス料金の早収料金適用期間をそれぞれ30日間延長いたします。

※早収料金適用期間は、ガス料金支払義務発生日の翌日から起算して20日間です。ガス料金のお支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（遅収料金）をガス料金としてお支払いいただきます。

**<電気料金>**

2020年3月、4月および5月検針分の各電気料金の支払期限をそれぞれ30日間延長いたします。

※支払期限日は、電気の検針日の翌日から起算して70日目です。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

これらの特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

**【お問い合わせ先】**

大東ガス株式会社 料金課 049-259-1112

**【受付時間】**

8:30~17:00（土日祝日を除く）